

研究会の公開について（案）

1 会議について

研究会の会議は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合については、非公開とする。

2 議事録及び会議で使用了資料について

(1) 取扱い

研究会の議事録及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱うもの、非公開会議で配布されたものその他座長が非公開とすることが必要と認めたものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課で一般の閲覧に供し、また、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。